



～人権尊重の輪を広める県民の皆さまの取組を長野県が支援します～

「人権尊重社会づくり県民支援事業」募集のお知らせ

「長野県人権政策推進基本方針」に掲げる「人権が尊重される長野県づくり」を推進するため、県民の皆様が取り組む人権意識向上のための学習会、研修会等の経費の一部を支援する「人権尊重社会づくり県民支援事業」の募集を下記のとおり行います。

◆応募資格

長野県内に居住する個人、事務所を有する団体
(ただし、営利を目的とする方、宗教活動や政治活動を行うことを目的とする方等は除きます。)

◆募集期間

令和6年4月1日(月)から5月7日(火)まで【消印有効】

◆補助対象事業

原則として補助金交付決定(6月下旬～7月上旬予定)以降に着手し、令和7年3月31日までに事業が完了するもの

講演会、研修会、学習会フォーラム、映画上映会等の開催	ア 県民誰もが参加できるものであり、参加者が概ね 20人以上 見込まれるものであること イ 映画上映会を実施する場合には、併せて講演を行うなど参加者の理解を深める取組を実施すること ※参加者が実施団体等の会員のみを対象とした事業は、補助対象となりません。
リーフレット、冊子、ビデオなどの啓発資料の作成	作成した資料を県民へ広く配布又は使用して啓発活動を行うものであること (例)・講演会等の内容をまとめた資料(映像・印刷物) ・様々な人権課題について調査取材したものをまとめた資料(映像・印刷物) ※単に活動団体等の広報のためのものは、補助対象となりません。

◆補助金額

補助対象経費の2分の1以内(補助限度額:50万円)

◆応募方法・選考方法

(1) 応募書を人権・男女共同参画課まで郵送、持参、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(2) 提出いただいた応募書を審査の上、補助対象事業を決定します。

※事業の詳細、応募手続等については県人権・男女共同参画課ホームページをご覧ください。

http://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kenmin_shien.html

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～



(問合せ先)

担当 人権・男女共同参画課
村松、赤池

電話 026-235-7106(直通)
026-232-0111(代表)内線3745

E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp